

札幌市バリアフリー基本構想 2022（抜粋）

2-1 これまでの施設別整備状況

(1) 旅客施設

札幌市では、国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上である鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルを対象に、バリアフリー化を進めてきました。

札幌市営地下鉄では、平成23年度に46駅全ての地下鉄駅で整備が完了しており、現在は、バリアフリールート of の更なる充実に向け、必要性が高い駅を対象にエレベーター等の設置を進めています。

また、JR北海道では、令和2年度末で対象施設22駅のうち20駅で整備が完了しています。

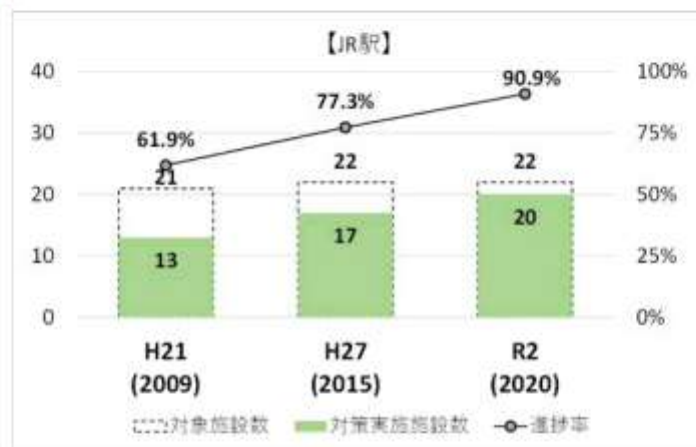


図 2-1 JR駅のバリアフリー化状況の推移



図 2-2 エレベーターの複数設置の事例（地下鉄琴似駅）

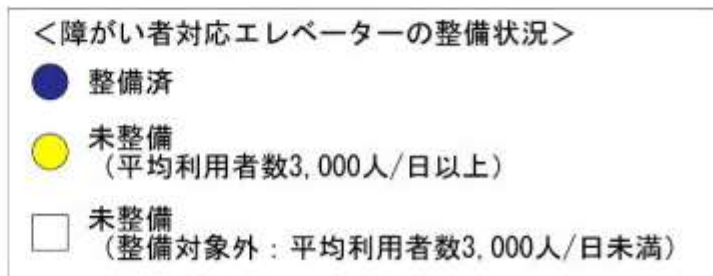
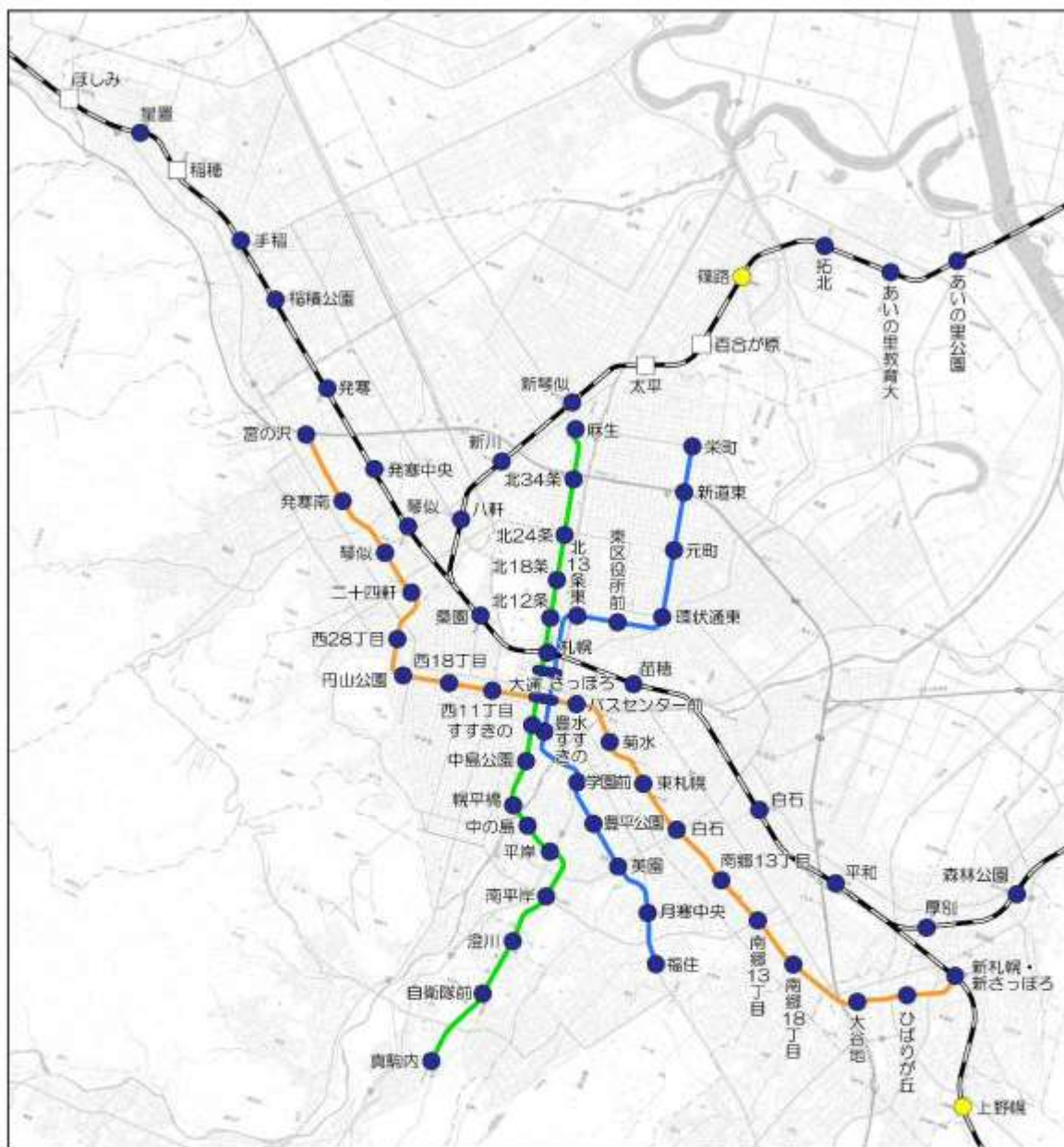


図 2-3 JR・地下鉄駅の障がい者対応エレベーターの整備状況(令和2年度末)

(2) 車両等

車両のバリアフリー化については、更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら導入を進めてきました。

札幌市内の路線バス車両については、令和2年度末で、総車両台数 964 台のうち、423 台がノンステップバス^{※1}に更新しています。

また、UD タクシー^{※2}についても、着実に台数が増加しており、令和2年度末で、720 台が導入されています。

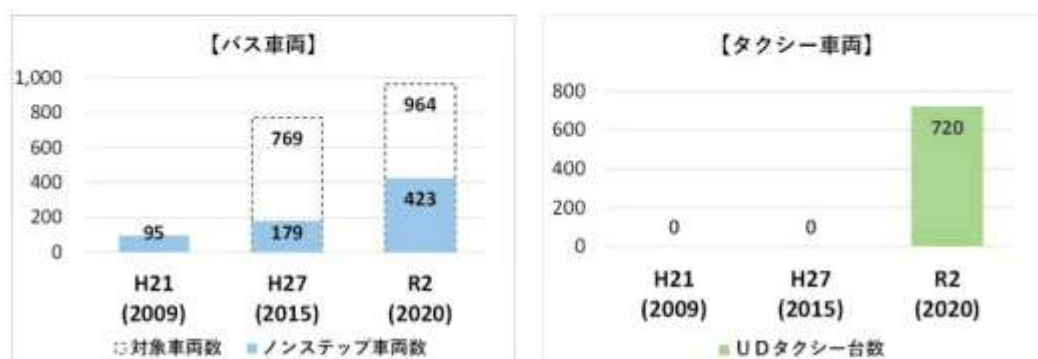


図 2-4 ノンステップバス・UD タクシーの台数推移



(ノンステップバス)



(UD タクシー)

写真出典：北海道中央バス(株)

図 2-5 車両のバリアフリー化

※1：ノンステップバスとは

乗降時のステップの高さを 30cm 以下とし、車内段差も少なくした設計により、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが乗り降りがしやすいバス車両

※2：UD タクシーとは

ユニバーサルデザインタクシーのことで、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なタクシー車両

(3) 道路

札幌市内の道路のうち、国道は北海道開発局、道道及び市道は札幌市が管理しています。

各道路管理者は、重点整備地区内の生活関連経路について、優先度が高い地区の主要な生活関連経路から重点的にバリアフリー整備を進めてきました。

令和2年度末で、整備対象延長約263kmのうち、220kmでバリアフリー化が完了しています。

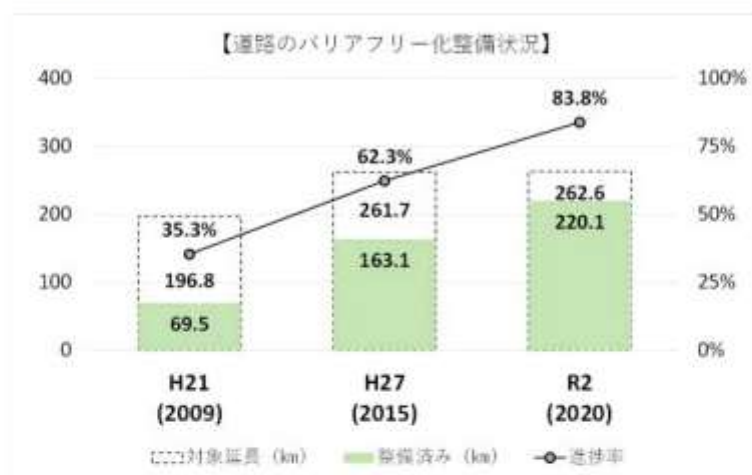


図 2-6 道路のバリアフリー化状況の推移

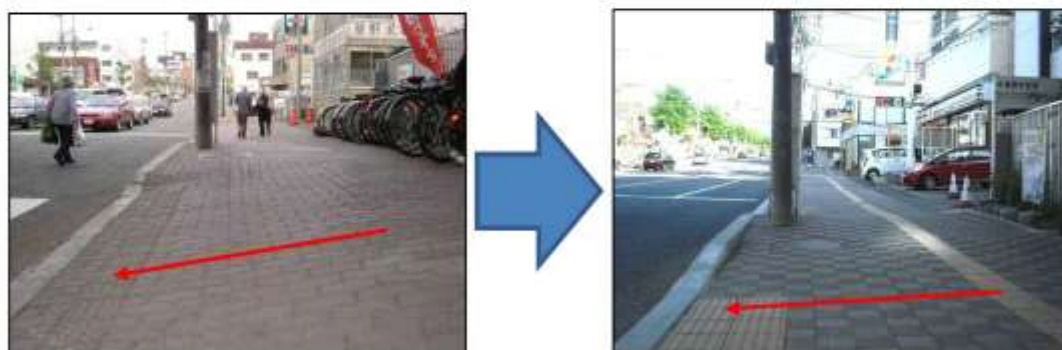


図 2-7 歩道の整備事例

歩道の横断勾配の緩和や、視覚障がい者誘導用ブロックを設置した事例。また、ブロック舗装の場合は車いすの走行に配慮した隙間（目地幅）の小さいブロックを採用することを標準としている。

(4) 信号機等

北海道公安委員会では、道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施してきました（高齢者感応化、視覚障がい者用音響付加装置、歩車分離式信号など）。

信号機については、平成 27 年度に対象の 676 か所全てでバリアフリー化が完了しています。

また、違法駐輪・違法駐車行為防止、交通ルールなどの周知を、関係機関や交通関係団体と連携を図りながら行っています。



歩車分離式信号、音響式歩行者誘導、待ち時間表示

音響により横断可能な青信号を知らせる
また、青信号までの待ち時間が表示される



歩行者支援信号機

目が不自由な方の白杖などに巻かれている反射テープや専用携帯端末等に反応し、所在地や方向、信号機の状態を音声にて案内することが可能



高齢者等感応式信号機

専用の白色押ボタン
のボタンを押すか、携帯用発信器を使用することで、歩行者青信号を通常より長くすることが可能

図 2-8 信号機の整備事例

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場^{※3}の届出の機会に「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行っています。札幌市内の特定路外駐車場のうち約 9 割がバリアフリー化済みです。



図 2-9 路外駐車場の整備事例^{※4}

※3：特定路外駐車場

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

- 1.道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
- 2.駐車のために供する部分の面積が500m²以上であるもの
- 3.利用について駐車料金を徴するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く

※4：路外駐車場の整備事例

図2-9の整備事例では、建物の出入口に近い駐車マスを手洗い使用者用に指定するとともに、乗降の際にドアを開放するためのスペースをハッチ表示で確保している。

(6) 都市公園

札幌市が所管する都市公園について、新設・再整備などに合わせてバリアフリー化を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行っています。

都市公園を対象に、令和2年度末で、トイレのある747公園のうち276公園、園路のある2,725公園のうち2,167公園、駐車場のある69公園のうち43公園でバリアフリー化が完了しています。



図 2-10 都市公園の園路整備の事例

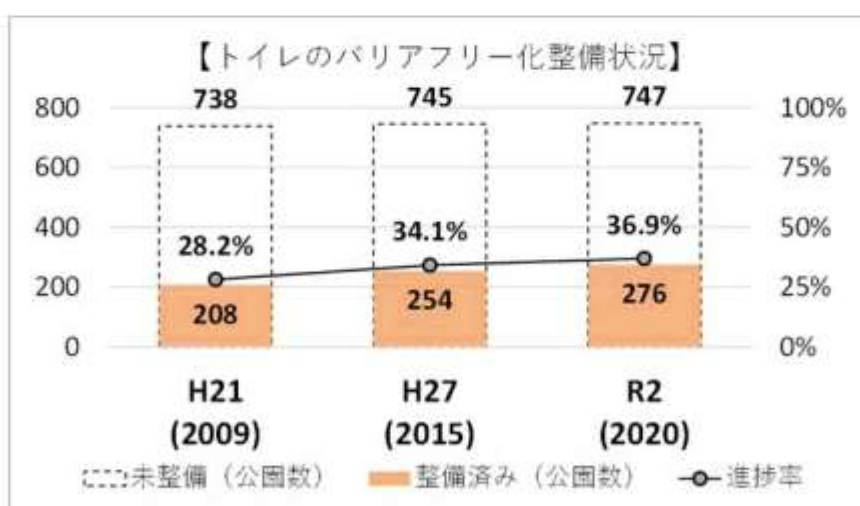


図 2-11 トイレの整備状況の推移

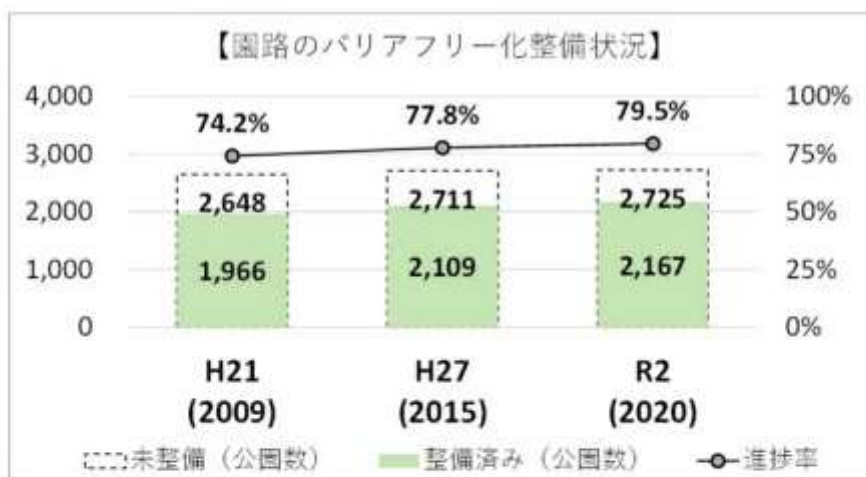


図 2-12 園路の整備状況の推移

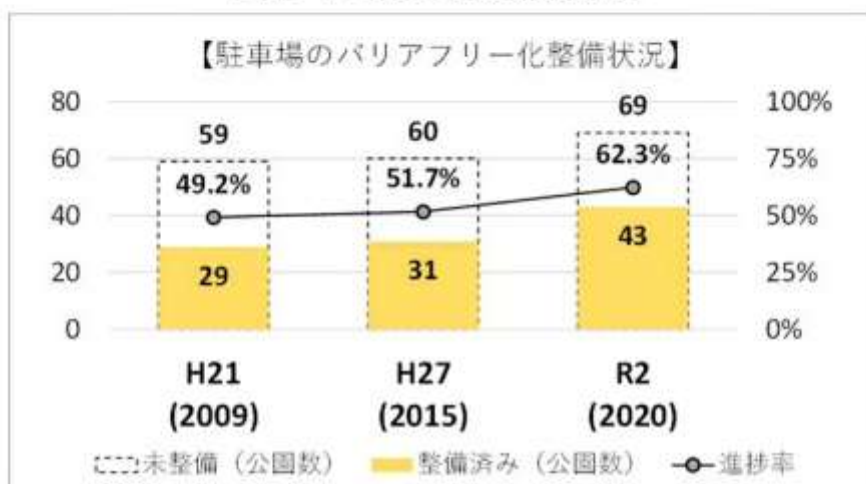


図 2-13 駐車場の整備状況の推移

(7) 建築物

新築・改築や既存施設の改修などに合わせて、札幌市が所有する 2,000 m²以上の特別特定建築物について、バリアフリー整備を進めるとともに施設の適正な維持管理を行っています。

令和2年度末で、重点整備地区内には市有建築物が 59 棟あり、このうち視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は 31 棟、バリアフリー対応型エレベーターを整備した施設は 34 棟、オストメイト対応型トイレを整備した施設は 47 棟となっています。

また、民間建築物では、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行っています。

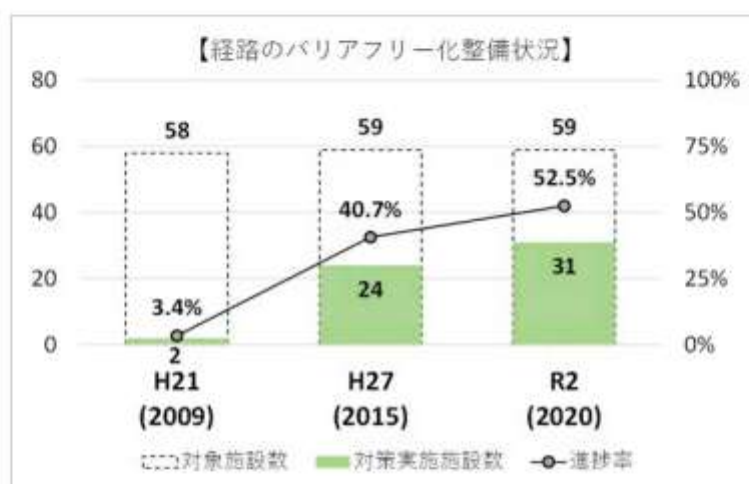


図 2-14 重点整備地区内の市有建築物の経路のバリアフリー化状況の推移

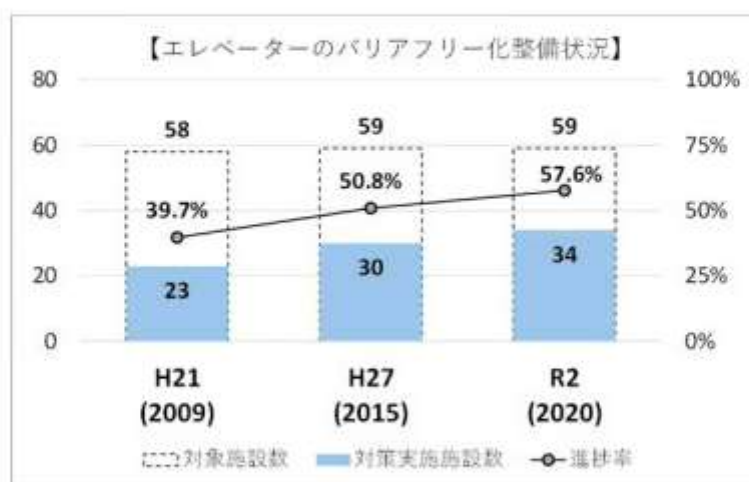


図 2-15 重点整備地区内の市有建築物のエレベーターのバリアフリー化状況の推移

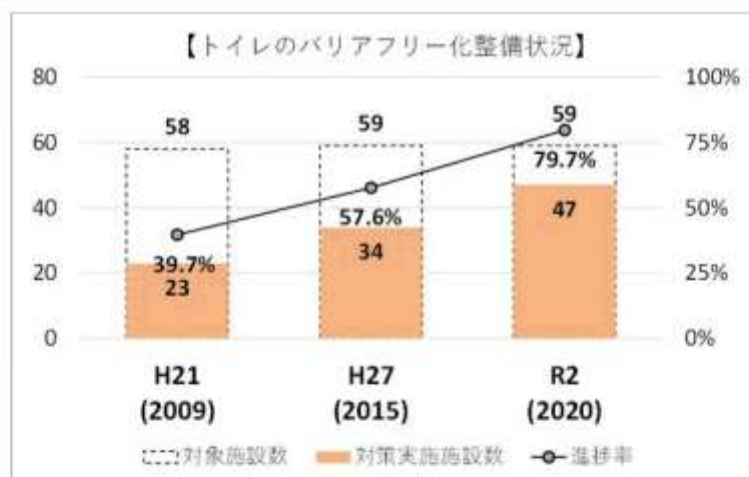


図 2-16 重点整備地区内の市有建築物のトイレのバリアフリー化状況の推移



(視覚障がい者誘導用ブロック)



(オストメイト対応型トイレ)

図 2-17 建築物の整備事例

札幌市が平成30年度に行った建築物のバリアフリー状況に関するアンケート調査では、医療施設や官公庁施設等に比べて、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店でバリアフリー化が進んでいないと答えた割合が多い状況です。

これらの店舗施設の大半を占める小規模店舗のバリアフリー化については、令和3年3月に国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し考え方や留意点の充実、優良事例の追加を図ったほか、店舗事業者・従業員向けのパンフレットで、出入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等の設計方法やソフト面の工夫等を示し、取組の促進に努めています。パンフレット等の活用により、小規模店舗においても、店舗の規模区分や店舗形態、業種ごとの店舗の用途に応じてハードとソフトの両面から効果的なバリアフリー対応の検討が進むことが期待されます。

また、札幌市では、令和3年度に「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業」として、小規模店舗等のバリアフリー整備のための改修費用の一部を補助する制度を創設しています。

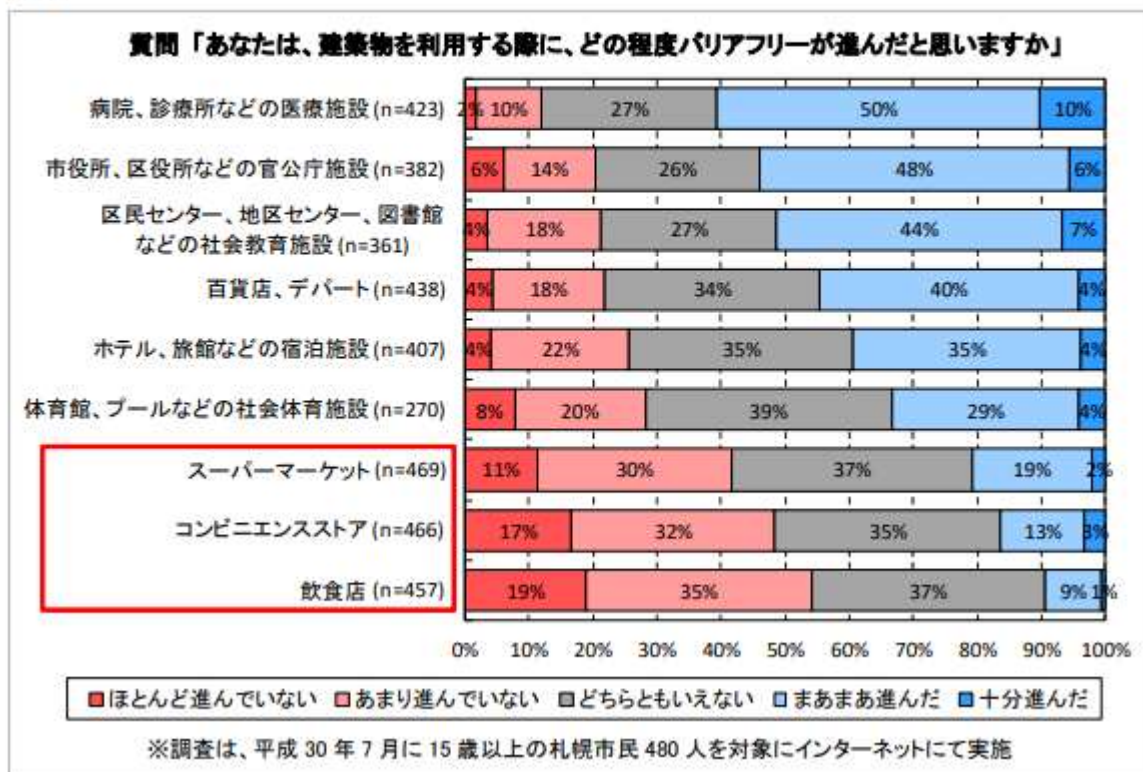


図 2-18 札幌市内の建築物のバリアフリーについてのアンケート結果

また、我が国では、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行「ユニバーサルツーリズム」の普及促進を目指し、環境の整備が進められています。ユニバーサルツーリズムの主な対象となる高齢者や障がいのある方の割合は、国内総人口の3割以上を占めており、家族や友人などと旅行に出かけることを考えると、その対象はさらに拡大します。

また、平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」が令和3年5月に改正され、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮が事業者にも義務付けられるなど、障がいのある方の社会参加への対応が社会全般に求められています。

こうしたことから、国内のみならず国外からの観光客を迎える上で、宿泊施設のバリアフリー化を促進し、高齢の方や障がいのある方の受入環境を整備することが求められます。